

本法令日本語訳集は、JICA 技術協力専門家等が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がベトナムの法令を理解するための参考資料として公開するものです。法律上の問題に関しては法令のベトナム語原文を参照してください。JICA は、本法令日本語訳集の内容の正確性について保証せず、利用者が本法令日本語訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

仮和訳者 弁護士 塚原 正典

ベトナム法令

企業法の条項の詳細を規定する議定（政令）

（番号 47/2021/NĐ-CP）

※2020 年企業法（番号 59/2020/QH14）の詳細を規定する議定（政令）です。

目次

第一章 総則	3
第 1 条 調整範囲	3
第 2 条 用語の解釈	3
第二章 社会企業	4
第 3 条 社会企業及び社会企業の私人企業主、社員、株主の責任	4
第 4 条 援助、支援の受領	4
第 5 条 社会扶助組織、社会基金及び慈善基金の社会企業への転換	5
第 6 条 社会企業の消滅分割、存続分割、新設合併、吸収合併、解散	5
第三章 国営企業及び株主グループ	5
第 7 条 国営企業及び国家が企業において掌握する定款資本又は議決権付株式の総数の比率の確定	5
第 8 条 国家が定款資本の 100 パーセントを掌握する企業における監査役会、監査役	6
第 9 条 国家が定款資本の 100 パーセントを掌握する企業における監査役会、監査役の義務	6
第 10 条 監査役会、監査役の活動規則	6
第 11 条 議決権優先株式	7
第 12 条 企業グループの企業間の相互保有	7
第四章 国防・治安企業	8
第 13 条 国防・治安企業の確定条件	8
第 14 条 国防・治安企業の権利及び義務	8
第 15 条 国防・治安企業の組織機構及び管理職名	9
第 16 条 国防・治安企業及びその労働者に対する政策	9
第 17 条 国防・治安企業の公認、再公認	10
第 18 条 国防・治安企業の公認、再公認提議書類	11
第 19 条 国防・治安の任務の付与、国防・治安の製品、サービスの発注及び国防・治安企業への検査、監察	11
第五章 国営企業の情報公表及び国家国営企業データベース	11
第 1 節 国営企業の情報公表	11
第 20 条 情報公表実施原則	11

第 21 条	情報公表の形式及び方法	12
第 22 条	企業情報ポータル上の情報公表アカウント	12
第 23 条	定期的に公表する情報	13
第 24 条	臨時に公表する情報	14
第 25 条	情報公表の実施	14
第 26 条	情報公表の一時的延期	14
第 2 節	国家国営企業データベース	15
第 27 条	国家国営企業データベースの作成, 更新, 管理及び開発の原則	15
第 28 条	国家国営企業データベースの管理, 開発	15
第 29 条	国家国営企業データベースの作成, 更新, 管理及び開発の経費	15
第 3 節	関連組織の責任及び違反処理	16
第 30 条	企業の責任	16
第 31 条	所有者代表機関の責任	16
第 32 条	計画投資省の責任	16
第 33 条	違反処理	17
第六章	施行条項	17
第 34 条	施行効力及び転換規定	17
第 35 条	施行責任	18

政府

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

番号：47/2021/NĐ-CP

ハノイ 2021年4月1日

企業法の条項の詳細を規定する議定（政令）¹

2015年6月19日の政府組織法及び2019年11月22日の地方政府組織法の条項を修正，補充する法律に基づき；

2020年6月17日の企業法に基づき；

2014年11月26日の企業における経営生産に投資する国家資本管理使用法に基づき；

2006年6月29日の情報技術法に基づき；

計画投資省の提議に基づき；

政府は企業法の条項の詳細を規定する議定（政令）を発行する。

第一章 総則

第1条 調整範囲

1. この議定（政令）は，社会企業，国営企業，企業グループ，国防・治安企業²及び国営企業の情報公表に関する企業法の条項の詳細を規定する。
2. この議定（政令）は，企業法第2条が規定する企業，機関，組織，個人に対して適用される。

第2条 用語の解釈

この議定（政令）において，下記の用語は以下のように解釈する。

1. 社会企業とは，企業法第10条1項が規定する詳細に適合する企業である。
2. 国防・治安企業とは，この議定（政令）第13条が規定する条件に適合する企業法第217条5項が規定する国防，治安の業務を直接行う，又は経済と結合する国営企業である。

¹ 本稿は2021年5月20日時点での仮和訳である。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり，個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について，仮和訳者及びその所属する法律事務所はいっさいの責任を負わない。

なお，本仮和訳では，原則として *Nghị định* を原文に忠実に「議定」と訳しているが，「政令」と呼ばれることが少なくないので，両方を併記した。

² 「国防・治安企業」の原文は *doanh nghiệp quốc phòng an ninh* である。

3. 親子会社グループは、株式、持分の保有又はその他の連結を通じて相互に結び付く関係を有する企業からなる。
4. 企業情報ポータルは、計画投資省が運営する、<http://www.business.gov.vn> のドメイン名を有する電子情報ポータルである。
5. 国家国営企業登記データベースは、国営企業に関する情報提供及び社会的利益の要請に適合するために企業情報ポータル上で作成、更新、管理及び開発する国営企業の基本的情報に関するデータの集合である。
6. 情報公表受任者は、企業が情報公表実施を委任した個人で、企業の内部規定に従って署名、押印の権限を有する者である。

第二章 社会企業

第3条 社会企業及び社会企業の私人企業主、社員、株主の責任

1. 社会企業は、活動の過程において、社会、環境目標実施の誓約書に記載されている社会、環境目標、再投資のための中間利息の値、及びその他の内容を維持しなければならない。誓約した期限の前に社会、環境目標を終了する場合を除き、登録済みの社会、環境目標実施のために社会企業が受け取る優遇、援助、支援の額を、社会、環境目標及び再投資のための中間利息の値を実施する誓約を実施しない又は十分に実施しない場合は、返還しなければならない。
2. 任期中又は関連する期間中の私人企業主、合名会社、有限責任会社の社員及び株式会社の株主、取締役、社長、総社長に関連する対象者は、社会企業がこの条1項に違反した場合、発生した損害につき連帯責任を負う。

第4条 援助、支援の受領

1. 社会企業は、外国政府の資金援助受け入れに関する法令の規定に従って、社会、環境問題の解決のため、以下のように外国政府の資金援助を受け入れる。
2. 社会企業は、社会、環境問題解決目標実施のため、国内の個人、機関、組織及びベトナムにおいて活動登録済みの海外組織より、以下のように、財産、財政的援助又は技術支援を受け入れることができる。
 - a) 企業が以下の内容からなる支援受け入れ文書を作成する：支援をする個人、組織に関する情報、財産の種類、財産の価値又は支援額、支援実施時点；支援を受け入れる企業に対する要請及び支援側の代表者の氏名、署名（もしあれば）；
 - b) 支援受け入れの日から 10 営業日以内に、企業は本店を置く地の省、中央直轄市の人民委員会に属する援助、支援管理機関に支援受領に関して通知

をしなければならない；通知には支援受領文書の写しを添付しなければならない。

第5条 社会扶助組織，社会基金及び慈善基金の社会企業への転換

1. 社会扶助組織，社会基金，社会慈善基金は，それらの設立許可書を発給した機関の承認文書を得た後，社会企業に転換するために，財産，権利及び義務のすべてを使用することができる。
2. 社会企業は，この条第1項に従った転換により各権利及び合法的利益全てを承継した後，租税債務，労働契約及び社会扶助組織，社会基金，社会慈善基金のその他の各義務を含む債務につき責任を負う。社会扶助組織，社会基金，社会慈善基金は，社会企業が企業登記証明書を発給された日に活動を終了する。
3. 社会扶助組織，社会基金及び慈善基金の社会企業への転換の書類，手順，手続は，企業法の規定及び企業登記に関する政府の規定に従って実施する。

第6条 社会企業の消滅分割，存続分割，新設合併，吸収合併，解散

1. 社会企業は，企業法の相応の規定に従って，消滅分割，存続分割；その他の社会企業との新設合併，吸収合併を実施する。
2. 社会企業が誓約した期間よりも前に社会，環境目標を終了する場合及び社会企業の解散の場合，社会企業が受領済みの財産，財政源に残っている余剰財産又は財政は，援助，支援を行った個人，機関，組織に返還，同様の社会目標を有するその他の社会企業，その他の組織に移転，又は民法典の規定に従って国家に移転しなければならない。
3. 社会企業の消滅分割，存続分割，新設合併，吸収合併，解散の書類，手順，手続は，企業法の規定及び企業登記に関する政府の規定に従って実施する。

第三章 国営企業及び株主グループ

第7条 国営企業及び国家が企業において掌握する定款資本又は議決権付株式の総数の比率の確定

1. 企業法第88条2項a号及び同条3項a号が規定する親会社は，他の経済集団，総会社及び親子会社グループの子会社ではない。
2. 国家が企業において掌握する定款資本又は議決権付株式数の所有比率は，その企業において所有者代表機関が掌握する定款資本，議決権付き株式所有比率である。
3. 企業法第88条が規定する独立会社は，国家が定款資本又は議決権付株式を所有し，親子会社グループに属さない株式会社，有限責任会社である。

第 8 条 国家が定款資本の 100 パーセントを掌握する企業における監査役会、 監査役

1. 所有者代表機関は、監査役会、監査役の活動、管理、制度、政策に関連する業務を注視、監察、評価、取りまとめ及び処分をする起点となる専門の部局を設立する、又は所有者代表機関の一つの部局若しくは個人にその任務を与える。
2. 監査役会、監査役の賃金、報酬、賞与、勤務条件、業務費用及びその他の費用の設定は所有者代表機関が決定し、最小で企業の取締役、副総社長（副社長）と同じである；企業の経費に算入して計算され、企業の年次財政報告書の個別の項目となる。
3. 監査役は、企業の幹部、労働者と同様に企業の福利、優遇制度を享受でき、社会活動、団体活動に参加できる。

第 9 条 国家が定款資本の 100 パーセントを掌握する企業における監査役会、 監査役の義務

国家が定款資本の 100 パーセントを掌握する企業における監査役会、監査役は、企業法第 104 条が規定する義務及び以下が規定する義務を負う：

1. 年次業務計画を作成し、第 1 四半期中に決裁、発行する所有者代表機関に提出する；決裁された年次業務計画を実施する。
企業の誤りの早期発見を狙った臨時の検査、監察が必要な場合は、監査役会、監査役は主導的に実施し、同時に所有者代表機関に報告する。
2. 所有者の資本の 30 パーセントを超える価値を有するプロジェクト又は公共投資法³が規定するグループ B のプロジェクトよりも大きいプロジェクト、所有者の資本の 10 パーセントを超える価値を有する契約、売買取引、経営取引又は所有者代表機関の要請があった場合；企業の臨時の経営取引に対して、監察を実施する。

第 10 条 監査役会、監査役の活動規則

1. 企業法第 88 条 1 項 a 号が規定する国家が定款資本 100 パーセントを掌握する企業の所有者代表機関は、監査役会、監査役の活動規則を発行する。
2. 企業法第 88 条 1 項が規定する国営企業又は国営企業の子会社である二人以上社員有限責任会社の社員総会は、企業における監査役会、監査役の活動規則を発行する。

³ 「公共投資法」の原文は Luật Đầu tư công である。

3. 国家が定款資本の 100 パーセントを掌握する親会社の社員総会、会社の会長は、親会社が定款資本の 100 パーセントを掌握する一人社員有限責任会社の監査役会、監査役の活動規則を発行する。
4. 監査役会、監査役の活動規則は、以下からなる：
 - a) 監査役会、監査役に与えられた権利、義務及び任務の範囲、内容；
 - b) 監査役会、監査役の活動に対する企業、企業管理者の権利、義務及び責任の協働制度；
 - c) 与えられた権利義務の実施における所有者代表機関、監査役会及び監査役間の協働、報告、意見聴取の制度；
 - d) 監査役会、監査役の企業、子会社、企業の持分を有する会社又は企業の連結会社に対する権利、責任、義務を実施する過程での、監査役会、監査役と企業、企業管理者、直接の所有代表者、企業における国家持分代表者、他の企業における企業の持分代表者との協働制度；
 - d) 監査役会の長、監査役の権利、義務及び任務実施の評価制度；
 - e) 監査役会、監査役の賃金、報酬、賞与、労働条件、業務費用及び活動費用の程度；
 - g) 所有者代表機関の決定に従ったその他の内容。

第 11 条 議決権優先株式

1. 株式会社の定款は、議決権優先株式の期間及び議決票総数又は議決比率を具体的に規定しなければならない。
2. 企業法第 116 条 1 項が規定する政府から委任を受けた組織で、所有者代表機関であるものは、議決権優先株式につき国家所有者の権利及び義務を実施する。
3. 発起株主が掌握する議決権優先株式の議決優遇期間は、会社が企業登記証明書の発給を受けた日から 3 年である。但し、政府から委任を受けた組織が掌握する議決権優先株式を除く。

第 12 条 企業グループの企業間の相互保有

1. 企業法第 195 条 3 項が規定するその他の企業への出資、その他の企業の株式購入又は企業の設立は、以下の場合からなる：
 - a) 共に、新会社設立のため出資をする；
 - b) 共に、設立済みの会社の持分、株式を購入する；
 - c) 共に、設立済みの会社の社員、株主から株式、持分の譲渡を受ける。
2. 企業法第 195 条 3 項が規定する 65 パーセント以上の国家資本を有する企業は、国家が 65 パーセント以上の定款資本又は議決権総数を掌握する国営企業である。

3. 他の企業への出資，持分購入，株式購入の提案，決定をする際，会社の会長，社員総会の会長，取締役会の会長は企業法第 195 条の規定を正しく順守する責任を負い，この項の規定に違反した場合は会社に与えた損害賠償につき連帯責任を負う。
4. 書類の処理過程で企業設立の出資，株式購入又は株式，持分の譲渡が企業法第 195 条 2 項及び 3 項が規定する違反に関連することを発見した場合，経営登記機関は社員，株主の変更登記を拒否する。

第四章 国防・治安企業

第 13 条 国防・治安企業の確定条件

以下の場合に，国防・治安企業と確定される：

1. 以下の条件を同時に確保する：
 - a) 国防省，公安省が企業において国家所有者代表権を行使する一人社員有限責任会社。；
 - b) この議定（政令）に添付される直接的国防，治安の分野，領域又は範囲の一覧に関する付属文書 I が規定する活動の分野，領域又は範囲を有する；
 - c) 国防省，公安省より国防・治安製品，サービスの生産，供給の任務を与えられる，又は国家の資源又は投資，企業設立目標に適合する企業の資源で国防，治安の任務を実施する。
2. その時期ごとの国防，治安の要請，任務に適合するため，政府首相が検討，決定するその他の場合。

第 14 条 国防・治安企業の権利及び義務

国防・治安企業は，企業法第 9 条及び以下が規定する権利を有し，義務を負う：

1. 国防省，公安省により，与えられた国防，治安の任務を実施するための，十分な人的資源，投資，定款資本を確保される。
2. 以下の条件が満たされた場合に，国防，治安の任務実現に加えて補充的経営活動をするために，与えられた人的資源を使用できる；
 - a) 国防省，公安省が文書で承認する；
 - b) 補充的経営活動が，国防，治安任務支援を結合する目的，又は与えられた国防，治安任務の完成の後に財産使用の能力及び効果を発揮する目的を有する；
 - c) 能力が減少せず，国防，治安の任務実施に影響しない；
 - d) 法令の規定に従った義務を履行し，納税する。

3. 国防、治安任務の実施のために与えられた人的資源の管理の実施は、人民武装組織における国家財産の管理、使用に関する規定及び関連を有する法令の規定に従う。
4. 必要な場合に国防、治安の任務を実施するため、企業の国防、治安の任務の持分又は財産の他の企業への移転に関する国防省、公安省の決定を執行する。企業の国防、治安の任務の持分又は財産を移転する場合、財産国防省、公安省は企業の債務及びその他の財産的義務に関して責任を負う。
5. 国防省、公安省の承認を得た後に、経営分野、業種を変更又は補充する。
6. 国防、治安の任務を実施するため外国組織、個人と連携する活動をする際、国際協力に関する法令の規定及び国防省、公安省の規定を執行する。

第 15 条 国防・治安企業の組織機構及び管理職名

1. 国防・治安企業の組織機構は企業法及び関連法令の規定に従う。
2. 国防・治安企業の管理職名の任命・免任・免職・表彰・規律の基準、条件、規定は国防省、公安省の規定に従う。

第 16 条 国防・治安企業及びその労働者に対する政策

1. 国防・治安企業に以下の政策を適用する：
 - a) 土地法及びその施行案内をする文書の規定に適合する、国防、治安の任務に管理、使用される面積につき土地賃料、土地使用料及び土地使用税の減免；
 - b) 国家は以下の費用を確保する：士官、專業軍人、国防労働者、下士官、公安労働者の軍服；演習、戦闘訓練、動員訓練の費用；国防、治安業務、国防、軍民業務の費用。国家予算が十分でない場合は、政府の規定に従って企業を評価する場合に、この費用を企業の経営生産活動費用に記帳し、控除することができる；
 - c) 国防、治安生産チェーンの維持、増強、修繕、運用の経費につき、その生産を一時停止するが費用を自ら補填できない場合に、国家が支給する；
 - d) 設定資金が十分でない場合、国家が 2 期分の表彰⁴及び賃金 2 か月分の福利を国家が支援する；
 - d) 公教育系統に従った幼稚園がない地域における幼児教育施設の費用；特別な条件により小規模診療所を維持しなければならない地域の医療経費を国家が支援する；
 - e) 財政相の案内に従った大規模投資資本を有する国防、治安任務の武器、武装機材、設備生産投資チェーンの固定資産につき控除して計算する。

⁴ 「表彰」の原文は *khen thưởng* である。

2. 国防・治安企業労働者は以下の制度，政策を享受する：
 - a) 士官，專業軍人，下士官である労働者の賃金は，士官，專業軍人，下士官に対する法令の制度，政策に適合し，企業の経営生産結果に基づいて計算する。
 - b) 国防，治安の任務を実施する際に，労働者が受傷又は死亡した場合で，条件，基準を十分に満たしている場合，功労者に関する法令の規定に従って功労者であることを検討，確認される；労働災害にあった労働者は労働に関する法令の規定に従って労働災害制度を享受する；
 - c) 国家は，有給の準備期間の士官，專業軍人の賃金，社会保険料の経費を保障する；現行の制度に従って除隊，復員，退職の費用を精算する；生産を一時停止するが費用を自ら補填できない場合に，企業が国防，治安の生産チェーンを維持するための最小の労働者数の賃金支払いを支援する。

第 17 条 国防・治安企業の公認，再公認

1. 政府首相は，国防省，公安省の提議及び計画投資省の 5 年ごとの審査に基づき，国防・治安企業を公認，再公認する。
2. 国防・治安企業の公認，再公認は以下の規定に従って実施する：
 - a) この議定（政令）が施行効力を有した日から 1 年以内，及び国防・治安企業の再公認をしなければならない期の 6 か月前に，国防省，公安省は企業がこの議定（政令）第 13 条が規定する条件に適合するかを精査して国防・治安企業の公認，再公認の提議書類を作成する；この議定（政令）第 18 条が規定する，その提議書類 3 部を，審査をする計画投資省に送付する。
 - b) 計画投資省は，書類を受け取った日から財政省及び分野を管理する省（必要がある場合）の意見を聞く。財政省，分野を管理する省は，計画投資省の提議を受け取った日から 15 営業日以内に，自らの職務，任務に属する内容につき意見を準備する。
 - c) 計画投資省は，関連機関の意見を受け取った日から 10 営業日以内に国防省，公安省に送付するために国防・治安企業の公認，再公認提議書類に審査意見を記入する。その提議書類につき相互に異なる意見がある場合，各機関と審査内容を統一するために会合を設定する。
 - d) 国防省，公安省は計画投資省の意見を受け取り，説明する；書類を改善し，国防・治安企業の公認，再公認を決定する政府首相に提出する
3. この議定（政令）第 13 条が規定する条件に適合する，法令の規定に従って新しく設立された企業は国防・治安企業であり，国防・治安企業の公認を実施する必要はない。政府首相の新企業設立方針決裁又は決定文書は国防・治安企業公認決定に取って代わる価値を有する。

4. 国防省、公安省は、公認された国防・治安企業がこの議定（政令）第 13 条の規定に適合しなくなった場合に、計画投資省の意見を聴取した後に国防・治安企業の一覧から除外する決定をする政府首相に報告する。
5. 国防省、公安省が企業における国家所有者代表権を実施する一人社員有限責任会社で、国防・治安企業の公認、再公認ができないものは、法令の規定に従って所有を変更し、再度の準備をしなくてはならない。

第 18 条 国防・治安企業の公認、再公認提議書類

国防・治安企業の公認、再公認提議書類は、以下の内容からなる：

1. 企業名：企業が活動する分野、領域、範囲；決裁提議の時点までの直近 5 年間で企業が実施した国防の製品、サービス及び任務。
2. 決裁提議の時点までの直近 5 年間の企業活動の実情の評価（定款資本、所有主の資本、税引き後利益、予算の納入、支払うべき債務の総額、労働者数に関する資料の提供）。
3. 国防省、公安省が決裁提議の時点までの直近 5 年間で発注し、計画した国防、治安の生産、製品調達、サービスの状況に関する報告。
4. 決裁提議の時点から引き続く 5 年間における企業の発展目標、計画。
5. 国防・治安企業の公認、再公認に関連するその他の内容（もしあれば）；国防省、公安省が与えた、又は企業に発注した国防、治安の任務に関連する資料、文書。

第 19 条 国防・治安の任務の付与、国防・治安の製品、サービスの発注及び国防・治安企業への検査、監察

1. 国防・治安企業への任務の付与、発注；国防、治安の生産、製品調達、サービス及び国防、治安の任務の価格、単価、費用は、法令の規定に従って実施する。
2. 毎年 8 月 31 日の前に、国防省、公安省は政府首相に、自らが管理する企業の活動状況のとりまとめを報告すると同時に計画投資省、財政省に送付する。その内容は以下からなる：この議定（政令）が規定する国防・治安企業の経営生産活動の結果；国防、治安の生産、製品調達、サービス及び国防、治安の任務の実施状況；国防・治安企業とその労働者に対する政策展開結果。

第五章 国営企業の情報公表及び国家国営企業データベース

第 1 節 国営企業の情報公表

第 20 条 情報公表実施原則

1. 国営企業の情報公表は、企業活動に関する公開、明白の要請を保障することを狙った法令の規定に従って十分に、正確に、遅滞なくなされなければならない；国家機関の管理及び監察活動並びに社会において効果的であることを保障しなければならない。
2. 企業の法定代表者又は情報公表受任者が情報公表を実施する。受任者が情報公表を実施する場合、企業はこの議定（政令）に添付される付属文書Ⅱの表 1 の書式に従った委任状を所有者代表機関及び計画投資省に送付しなければならない；同時に、内容は企業のウェブサイトで公開する。
企業の法定代表者又は情報公表受任者は、公表された情報の十分性、迅速性、誠実性及び正確性に関して責任を負う。
3. 情報公表の報告はこの議定（政令）に添付される付属文書Ⅱが規定する書式に従って作成され、電子様式の資料（ファイルの様式はPDF, Word, Excel）に転換される。電子文書の名称はこの議定（政令）に添付される付属文書Ⅱの報告書の種類名に相当するものが付される。情報公表実施の言語はベトナム語である。
4. 企業の電子通信ネットワークを通じた情報公表の報告は、情報収集、取りまとめ作業について、文書と同様の法的価値を有し、情報の対照、比較、確証の基礎となる；法令の規定に従って検査、監察される。
5. 情報公表の報告は、企業のウェブサイト、所有者代表機関の電子ポータル又はページ及び企業情報ポータル上で少なくとも 5 年間維持しなくてはならない。情報公表をする企業は、法令の規定に従って、報告、公表した情報の保管、保存を実施する。

第 21 条 情報公表の形式及び方法

1. 情報公表の形式は、文書及び電子資料からなる。
2. 情報報告、公表の方法は以下からなる：
 - a) 企業のウェブサイト；
 - b) 所有者代表機関の電子ポータル又はページ；
 - c) 企業情報ポータル。
3. 情報公表実施時点が、法令が規定する休日、祭日に重なった場合は、企業は休日、祭日が終わった日の後の営業日に情報公表義務を十分に履行する。
4. マスディア上の情報公表は所有者代表機関が規定するところによる。

第 22 条 企業情報ポータル上の情報公表アカウント

1. 計画投資省は、情報公表アカウントを作成して企業に登録を案内する。企業は情報公表アカウントを使用して企業の基本情報を更新し、企業情報ポータル上に報告を掲載する。

2. 企業情報ポータル上の企業の情報公表アカウントは以下の各内容からなる：
 - a) 法定代表者に関する情報：氏名，人民証明番号/身分証明カード⁵番号；電話番号；電子メールアドレス；職務
 - b) 企業に関する基本情報：企業名称；企業コード，本店住所，電話番号，電子メールアドレス，ウェブサイト；所有者代表機関；企業における国家資本の比率
3. 企業は，アカウントの発給を受けた日から 1～3 営業日以内に，パスワードを変更しなければならず，アカウント，パスワードの保管に責任を負う；アカウント，パスワードを紛失した，盗まれた，又は許可に反してアカウントを使用する者を発見した場合は遅滞なく計画投資省に通知する。

第 23 条 定期的に公表する情報

1. 国家が定款資本の 100 パーセントを掌握する企業は定期的に以下の情報を公表しなければならない：
 - a) 企業に関する基本情報及び会社定款；
 - b) この議定（政令）に添付される付属文書Ⅱの表 2 が規定する内容に従った所有者代表機関が決裁する年次経営計画の包括的な目標，目標，具体的な指標；実施年度の翌年の 3 月 31 日より前の公表期限；
 - c) この議定（政令）に添付される付属文書Ⅱの表 3 が規定する内容に従った年次生産，経営計画実施結果に関する評価報告書；実施年度の翌年の 6 月 30 日より前の公表期限；
 - d) この議定（政令）に添付される付属文書Ⅱの表 4 が規定する内容に従った計画又は入札に従って与えられた公益的任務実施及びその他の社会的責任の結果報告；実施年度の翌年の 6 月 30 日より前の公表期限；
 - d) この議定（政令）に添付される付属文書Ⅱの表 5 が規定する内容に従った企業の 6 か月間の管理及び組織機構の実情の報告；毎年 7 月 31 日より前の公表期限；
 - e) この議定（政令）に添付される付属文書Ⅱの表 6 が規定する内容に従った企業の年次の管理及び組織機構の実情の報告；実施年度の翌年の 6 月 30 日より前の公表期限；
 - g) 企業会計に関する法令の規定に従った親会社の財政報告及び統一的な財政報告（もしあれば）からなる独立会計監査組織によって検査された年次の中間財政報告及びその要約；毎年 7 月 31 日より前の公表期限；

⁵ 「身分証明カード」の原文は *thẻ căn cước công dân* である。

- h) 企業会計に関する法令の規定に従った親会社の財政報告及び統一的な財政報告（もしあれば）からなる独立会計監査組織によって検査された年次財政報告及びその要約；公表期限は会計年度終了日から 150 日以内である。
2. 国家が定款資本又は議決権付株式数の 50 パーセントを超えて掌握する企業はこの条 1 項 a 号, c 号, d 号, e 号及び h 号が規定する情報の公表を実施する。

第 24 条 臨時に公表する情報

企業法第 110 条 1 項が規定する出来事が発生した時から 36 時間以内に、企業は、ウェブサイト上、印刷物（もしあれば）及び本部、会社の経営拠点での公開的掲示；企業情報ポータル上での臨時の情報公表をして、所有者代表機関に送付しなければならない。

第 25 条 情報公表の実施

1. 企業は、この議定（政令）第 23 条, 第 24 条が規定する情報の企業のウェブサイト, 企業情報ポータル上での報告及び登載を正しい期限で実施する；同時に所有者代表機関に報告を送付する。重要な、国家機密及び治安並びに経営機密に関連又は影響を与える内容について、企業は情報公表の制限が必要な内容を決定する所有者代表機関に報告する。
2. 所有者代表機関は、企業から報告を受け取った日から 5 営業日以内に、機関のポータル又はウェブサイトに、企業が定期的に公表しなければならない情報を搭載する。所有者代表機関は重要な、国家機密及び治安並びに経営機密に関連又は影響を与える内容について、企業は情報公表の制限が必要な内容の情報公表制限を精査し、評価し、決定して、同時に監督、監察をする計画投資省に通知する。

第 26 条 情報公表の一時的延期

1. 不可抗力を理由として、正しい期限で情報の公表ができない場合、又は情報公表制限が必要な内容につき所有者代表機関の承認が必要な場合、企業は、所有者代表機関に情報公表の一時延期を報告する。
2. 所有者代表機関は情報公表の一時的延期を検討し、決定して文書で計画投資省に通知する。
3. 企業はそのウェブサイト上で情報公表の一時的延期を公表しなければならず、同時に不可抗力が克服された後、又は情報公表制限が必要な内容について所有者代表機関の意見が出た後、直ちに情報公表を実施しなければならない。

第2節 国家国営企業データベース

第27条 国家国営企業データベースの作成，更新，管理及び開発の原則

1. 国家国営企業データベースの作成，更新，管理及び開発は，以下の各要請を確保しなければならない：
 - a) 内容が適合し，正確で，遅滞なく，効果的である；
 - b) 資料を効果的に活用する；同じ資料の再収集を最小限にする；
 - c) 長期の使用目標を優先する；相互に異なる複数の目的に適合する。
2. 国家国営企業データベースの体系構造の設計は，データベースに関する基準，技術，情報技術の基準及び経済 - 技術標準に合致しなければならない；互換性があり，国家機関と国営企業の間で情報を機敏かつ安全に統合，共有することができる；システム及びアプリケーションソフトウェア設計において各資料に広く対応できる。
3. 国家国営企業データベースの情報は，企業の定期的な情報公表報告，臨時の情報公表報告より収集され，更新され，企業情報ポータル上で資料が取りまとめられる。

第28条 国家国営企業データベースの管理，開発

1. 企業情報ポータル上で公開的に提供される企業情報は以下からなる：企業の名称，企業コード，本店住所，所有者代表機関，企業における国家の資本比率，法定代表者の氏名，企業の経営分野，業種，企業の定期，臨時の情報公表報告。
2. 企業は，その情報公表アカウントを通じて，国家国営企業データベースにて情報，資料を開発し，取りまとめる権利を有する。
3. 国家国営企業データベースの管理及び開発は計画投資省の案内に従って実施する。

第29条 国家国営企業データベースの作成，更新，管理及び開発の経費

1. 国家国営企業データベースの作成，更新，管理及び開発の経費は以下の資金源を使用する：
 - a) 国家予算；
 - b) 援助，支援された資金源及びその他の合法的資金源。
2. 国家国営企業データベースの作成，更新，管理及び開発のための経費の管理，使用は国家予算法，入札に関する法令の規定，支援者の規定及び関連を有する法令の規定に従って実施する。

第3節 関連組織の責任及び違反処理

第30条 企業の責任

1. 個人、関連する部門の権限、責任、任務の割り当ての内容からなる、この議定（政令）の規定に従った企業の情報公表規則を作成する。
2. この議定（政令）が施行効力を有する日から3か月以内にウェブサイトを作成する。企業ウェブサイトは情報登載期間及びこの議定（政令）が規定する企業に関する基本情報、各報告、定期、臨時に公表する情報を示さなくてはならない。
3. 情報一覧を完成させ、情報公表報告を掲載する際に企業情報ポータル上の電子書式で更新される情報の正確性について責任を負う。
国防・治安企業は企業情報ポータル上の、定款資本、所有者の資本、総財産、総収入、税引き前利益、税引き後利益、国家に納入した額、外国への投資資本総額、財政投資資本総額、支払うべき総債務額、総労働者数、賃金総額、賃金の平均値からなる前年の財政状況及び生産、経営結果に関する情報の電子書式を毎年6月30日よりも前に更新する責任を負う。
4. 法令の規定に従って、規定及び所有者代表機関及び関連を有する機関の検査、監察要請を順守する。

第31条 所有者代表機関の責任

1. この議定（政令）が規定する企業の情報公表を実施するため、機関のポータル又はウェブサイト上に企業の情報公表に関する個別の項目を作成する；国家予算又はその他の合法的資金源からポータル又はウェブサイトをアップグレード、維持、運用するための経費を確保する。
2. 毎年3月20日の前に、この議定（政令）第23条1項b号が規定する報告内容を決裁し、機関のポータル又はウェブサイト上に企業の定期的情報公表報告の登載を実施する。
3. この議定（政令）の規定に従った管理範囲に属す企業の情報公表実施を検査し、監察する。

第32条 計画投資省の責任

1. 企業情報ポータルを連続して安定的に安全に管理、維持、運用し、企業が公表する情報へのアクセスを容易にするため情報インフラストラクチャ、関連設備を確保する。
2. 情報公表の実施、国営企業に関する企業情報ポータルの管理、開発を訓練、案内する。

3. 規定に従って権限を有する機関が違反処理するため、国営企業の情報公表実施状況を取りまとめて精査し、企業情報ポータル上で情報公表しない企業の一覧を公開し、政府首相に報告し、所有者代表機関に通知する。
4. 企業情報ポータル上の国家国営企業データベースの作成、更新、管理及び開発を行い、アクセスできるようにして、社会の利益、サービスになる効果を有するように使用する。
5. 政府の開発、使用、指導業務、運用のため、国家国営企業データベースと各省、省同格機関、政府に属する機関、省・中央直轄市の人民委員会及びその他の組織の企業データベースと統合、共有、結合を主宰する。
6. 定期的に、企業情報ポータルの情報技術インフラストラクチャシステムを精査し、アップグレード方法を提案し、開発する。企業情報ポータルの運用、アップグレードの経費確保のための常時、定期又は臨時の経費予算を作成する。

第 33 条 違反処理

1. この議定（政令）が規定する情報公表に関する規定に違反した企業は、計画投資の領域における行政処罰に関する政府の規定に従って行政処罰を受ける。
2. 以下が規定する違反の場合、所有者代表機関はその権限に基づき、企業における職名、職務を保持する者、国家持分代表者の管理に関する現行規定に従って、企業管理者、企業における国家持分代表者を評価、類別する：
 - a) この議定（政令）が規定する情報公表に関する規定を実施しない、十分に実施しない、正しい期限で実施しない；
 - b) 情報公表内容が正確でない、誠実でない。
3. 所有者代表機関は以下の場合に政府に対して責任を負う：
 - a) この議定（政令）が規定する企業の情報公表に関する内容の督促、監察、検査の責任を果たさない、又は十分に果たさない；
 - b) 管理範囲に属する企業の定期的に公表する情報に関して機関のポータル又はウェブサイト上で公開的に、遅滞なく登載しない。

第六章⁶ 施行条項

第 34 条 施行効力及び転換規定

1. この議定（政令）は発行署名日から施行効力を有する。
2. この議定（政令）は以下の文書に取って代わり、それらを廃止する：

⁶ 原文では *Chuong V*（第五章）となっている。

- a) 2015年9月18日の国営企業の情報公表に関する政府の議定（政令）81/2015/NĐ-CP。
 - b) 2015年10月15日の国防・治安企業の組織、管理及び活動に関する政府の議定（政令）93/2015/NĐ-CP。
 - c) 2015年10月19日の企業法の条項の詳細を規定する政府の議定（政令）96/2015/NĐ-CP。
 - d) 2013年6月7日の国家が定款資本の100パーセントを掌握する一人社員有限責任会社の監査役の活動規則を発行する政府首相の決定 35/2013/QĐ-TTg。
3. 議定（政令）93/2015/NĐ-CP に従った国防・治安企業で、公認を受けているものは、国防・治安企業公認決定の日から3年間、この議定（政令）第16条が規定する政策を実施することができる。3年の期間が終了したら、企業はこの議定（政令）が規定する国防・治安企業の再公認に関する規定を実施しななければならない。
 4. 企業法第195条3項が規定する場合を除き、2015年7月1日より前に出資、株式購入をした企業は、売買、譲渡、増資、減資の権利を有するが、2015年7月1日より前の時点と比較して相互保有割合を増やすことはできない。

第35条 施行責任

1. 財政省はこの議定（政令）第16条の規定の実施を案内することを主宰し、労働傷病兵社会省、国防省、公安省と協働する。
2. 国防省、公安省は、国防・治安企業についての報告、情報公表、検査、監察の制度実施；この議定（政令）第15条2項が規定する国防・治安企業の管理職についての基準、条件、任命・免任・免職・表彰・規律の規定を案内する。
3. 各省、省同格機関、政府に属する機関、省・中央直轄市の人民委員会、県連を有する組織、個人は、計画投資省の案内に従って国営企業に関する情報を国家国営企業データベースに結合、統合、共有をする責任を負う。
4. 各省の大臣、省同格機関の長、政府に属する機関の長、省・中央直轄市の人民委員会の委員長及びこの議定（政令）の適用対象は、この議定（政令）を施行する責任を負う。

政府首相

グエン・スアン・フック

付属文書Ⅰ 国防・治安企業による国防，治安の業種，領域又は範囲の一覧
(略)

付属文書Ⅱ 情報公表実施委任文書 (略)